

捜査モニターの設置及び運営要領の制定について
(平成元年例規(刑)第30号警察本部長)

この例規は、最近のテロ・ゲリラ事件、金融機関対象強盗事件などの重要凶悪事件が、盗難車両を使用するなど自動車利用により犯罪を敢行する傾向を一層強め、犯罪の広域化・スピード化に拍車かけていることから、この種事件の早期解決のため車両及び道路交通と密接な関係を持つ業者等を捜査モニターに委嘱し、自動車利用に係る特定の犯罪の情報を入手する要領等を定めたものである。